

このたび9月13日から30日まで18日の会期で定例議会が開催されました。それに先立ち、7月25日に臨時議会が開催され執行部より県南女性センターについて再提案されましたが賛成少数で否決されました。6月定例議会に続いて執行部提案が否決され、市長および市長派議員と反市長派議員の対立がますますエスカレートし、先行きが心配されましたが、今回の定例議会を前に県の仲裁により収束へと向かったことで今回はスムーズな議会審議となり新柳川市建設に向けやっと一歩を踏み出せたような気がいたします。



柳川市議会議員
佐々木創主

佐々木創主議会報告

平成17年柳川市第4回定例議会 会期：9月13日～30日

9月13日から30日まで18日の会期で定例議会が開催されましたので以下主なものをご報告いたします。

○平成17年一般会計補正予算（第4号）が全員賛成で可決されました

平成17年度予算に歳入歳出それぞれ476,368千円が追加され、予算総額が27,830,860千円となりました。

主なものとしては

総務費では、現在のホームページが3月21日合併後に暫定的なものとして作られていたため本格的なホームページの作成委託料として8,000千円、地方バス運行補助金6,656千円（堀川バスが運行補助金を5,497千円から12,153千円へ増額要求したため）など。

民生費では、学童保育所（六合地区）建設費1,400千円など。

衛生費は、浄化槽整備事業費（PFI方式）6,300千円（詳細は後述）。

農林水産事業費は、ふくおかのおいしい米生産・販売支援事業費3,000千円などですが。これは、上空から特殊な機械で水田を撮影し、米のうまさに大きく影響するたんぱく質の含有量の地域的分布を把握しようというのですが、総務委員会では既に農協では把握済みであって、短絡的に県が補助金をくれるからやるというのではなく、農家にもっと役に立つ事業費を推進してほしいなど要望されました。

教育費は、藤吉小学校の耐震診断・耐力度調査委託料の9,400千円などです。

災害復旧費は、7月8日～11日の豪雨災害による農業災害復旧費171,746千円、道路施設災害復旧費168,619千円。

ほかに、東宮永区長会に防災用資機材費として900千円、沖端船だまりの植栽費600千円（木の種類は協議中）などです。

○平成16年度柳川市、旧柳川市、大和町水道事業会計決算が全員賛成で認定されました

合併に伴う旧柳川市の3月20日までの打ち切り決算は、財政面の収益的収支は事業収益が1,053,305,605円に対し事業費用が885,769,844円で167,535,761円の利益となっています。資本的収支は収入額で190,287,340円の収入源、支出額では136,305,160円の不要額を生じています。

決算額は287,684,180円の不足となりましたが留保資金、積立金などで補填され、当年度純利益・前年度繰越剰余金373,912,706円は合併後へ繰り越されました。

大和町の3月20日までの打ち切り決算は、財政面の収益的収支は収益が374,246,514円、事業費用347,219,691円で27,026,823円の利益。資本的収支は収入が969,240円の減、支出が4,569,224円不要額。

決算額は103,953,016円不足で、留保資金、積立金などで補填され、当年度純利益・前年度繰越剰余金119,216,788円は合併後へ繰り越されました。

新柳川市の3月21日～3月31日までの11日間の決算が、財政面の収益的収支は事業収益11,912,608円に費用額52,064,997円で40,152,389円の損失。資本的収支決算は収入額が85,300千円で支出額は216,270円の不要額が生じ、合併前の旧柳川市の繰越利益剰余金、旧大和町の繰越欠損・純利益を合わせた214,543,529円は平成17年度へ繰り越されました。

○平成17年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）が全員賛成で可決しました

歳入歳出それぞれ7,402千円追加し、予算総額が8,469,402千円となりました。内容としては、国保税徴収率の低下傾向に歯止めをかけるため、国の補助事業の徴収率向上特別対策事業を行うためのもので、これまで手作業だった滞納者の把握を今回導入される滞納整理システムにより効率的に把握し納税の促進、徴収率アップにつなげようとするものです。

○新たに条例が整備され公的施設の管理が民間事業者へ委託できるようになりました

これまで公共施設の管理委託は社会福祉協議会やシルバー人材センターなど公共的団体などに限定されていましたが、国の法律改正により民間事業者へ委託できるようになり、柳川市でも条例を整備し平成18年4月から実施されることとなります。

民間事業者は施設管理をはじめ様々なノウハウを持っており、施設管理の効率化、管理コストの削減、施設の利用料の低料金化などが期待できるわけです。対象の公的施設とは市営住宅、公民館、体育館、図書館、公園、介護保険施設など全部で80箇所あります。これから、それらの施設を民間委託が適するの否か、業者の審査選考方法など様々な面から検討され、平成18年1月から公募・業者選定、4月から開始される予定です。

しかし、民間委託がすべていいかどうかはわかりません。かえって利用しにくくなったり、サービスが悪くなったりするかもしれません。しっかりとチェックしていかなければならないと思います。

○第1次柳川市総合計画（マスタープラン）について

旧1市2町は、これまでそれぞれの総合計画をもとに街づくり、将来像実現に向けた行政運営をしてきました。今回の合併により、合併協定項目にそれぞれの計画を踏まえた新市建設計画が策定され、それを基に今回新たな「第1次柳川市総合計画」が策定されることになりました。

この総合計画は、地方自治法に基づき新たな住民ニーズを踏まえ今後10年間（H19～28）に渡る新たな街の将来像を明確化し、そのための具体的施策を立案し、いかに実現・実施していくのか計画を立てるもので、今後の柳川市の行政運営の羅針盤となるものです。現在、31名の審議会委員（学識経験者3名、交通機関1名、NPOボランティア4名、各種団体20名、公募3名）によって作業が開始されており、すでに市民を対象としたワークショップが開催され、今後パブリックコメントも実施される予定で、議会への報告もされながら、来年の9月議会に上程され決定の運びとなります。

○堀川バスについて

既述の補正予算にもありましたが、瀬高駅から柳川駅を経由し両開までの堀川バスについて、堀川バスより平成17年6月末での路線廃止の届出があり、継続運行を柳川市・瀬高町で働きかけていたものですが、運行維持費の増加により柳川市・瀬高町からの補助金の引き上げしか方法がなく、財政負担の増加に歯止めがかからないため、平成18年9月で廃止されることになりました。

今後の対策としては、他業者への移管、第3セクター化、乗合タクシー、福祉巡回バスなども含め、

代替案の早急な検討がなされることとなります。

○アスベスト対策について

現在、全国的に大問題となっているアスベストですが、本市における対応状況は、専門業者による市の公共施設の調査中で 10 月末頃までには実態が判明されることになり、その時点での市民への報告と早急な対応を求めました。

○有明葬祭施設組合公金着服事件について

9 月 27 日付の新聞報道にもありましたが、柳川市と山川町で構成する同組合の公金を福岡銀行女性行員（47 歳）が平成 16 年 8 月から 17 年 9 月まで 17 回にわたり総額 1,100 万円を着服していたもので、現金の出納手順を利用した手口で行っていたもの。被害額については福岡銀行より返還がなされ、現在、福岡銀行が同行員を告訴することとしています。今後当組合としては、福岡銀行に対し取引停止を含め厳正に対処していくことを同組合全員協議会で申し合わせました。

○合併浄化槽がより手軽に設置できるようになります

経緯

政府において環境政策の重要性が増し、その中で河川浄化は重要な課題です。環境省が合併処理槽の普及促進を図るため制定した市町村直轄による浄化槽設置事業に柳川市が認可され、この度の議会での実施に向けた調査委託が開始されることになりました。

当柳川市でも河川浄化は市当局・住民にとって大きな課題です。現在柳川市では、旧柳川市・旧三橋町の一部地域で 7750 戸（人口：24,800 人）を対象とした下水道事業が平成 5 年から進められていますが、その他の地域については合併処理槽の設置に市が補助をして普及を進めていますが現在の設置戸数は 5,070 戸（柳川 2,160、大和 1,329、三橋 1,581）とまだまだ普及が進んでいません。そこで、今回導入されよとしている市町村型の浄化槽整備事業で 10 年間で 1 万戸を目標に処理槽設置を促進させようとするものです。また、個人だけではなく事業所も補助対象となります。

内容

5 人槽でお話しすると設置費用は 90 万円かかるわけですが、これまでですと市・県・国からそれぞれ 11 万 8 千円の補助があり個人負担は 54 万 6 千円でした。今回の市町村型ですと国 30 万円、県 6 万 6 千 6 百円、交付税で 22 万 9 千 500 円、市 21 万 3 千 900 円の合計 81 万円が補助され、個人負担は 9 万円となります。そして、処理槽自体が市の所有となり保守点検も市が行い、個人は使用料を払うことになります。

しかし、この市町村型では個人との交渉・事務処理など専任職員の配置が不可欠で事務・経費コストもかかり、なかなか設置促進が進まないとの欠点が指摘されていました。そこで今回導入される PFI 方式というやり方は市がこの事業自体を民間業者の企業体に一括委託し、個人との交渉をはじめ各種届出、事務処理、建設・維持管理の業者選定などすべてを請け負うというもので、先進地ではこの PFI 方式導入後いっきに設置が加速しているとのことで、市も専任の職員を配置する必要もなく事務・経費面でも効率化ができるといったことが期待されます。

問題点

この事業が開始されれば、数字の上では下水道事業、既設の浄化槽とこの事業で柳川市内全戸の汚水処理が完備できることになるわけですが、これまで合併浄化槽を設置済みのところはどうなるかという合併処理槽を市に寄贈してもらい、その後は市町村型として市が管理し、個人は新設の場合同様に使用料を払うということになるようです。また、補助金の格差は補填されませんので、近々設置を検討されている方は来年の 4 月まで待たれたほうが良いでしょう。

また、下水道事業も平成 21 年度までの認可区域 4,594 戸（対象人口 14,700 人）、平成 22 年度～33 年度の計画区域 3,156 戸（10,100 人）があるわけです。平成 33 年度までの総事業費が約 283 億円で

すが、結果的にこの事業費ではすまないと言われていました。また、平成 22 年度以降実施予定である保加町、船津町、新外町、鬼童町、上宮永町、弥四郎町、沖端地区などの計画区域は事業自体が平成 22 年度以降でそれ以上にずれ込むことも予想され、この地域に合併浄化槽を設置しようとするすると 5 人槽で従来の補助同様 54 万 6 千円の個人負担となります。事業の進捗、市と個人の財政負担の観点から見て、場合によっては下水道事業を見直し、PFI へ移行させることも検討の余地があると思います。私は、そのこのところをしっかりと比較検討、検証し、市当局に働きかけていきたいと思っています。

そして、この事業の具体的流れは、浄化槽メーカー、建設業者、管工事業者、し尿処理業者、維持管理業者などが共同企業体を作り、市から一括受注し、関係業者へ発注するということになります。そうしますと、企業体を構成する業者が多大な権限と金の配分権を持つことになります。1 機 90 万円として 10 年間で 1 万機、90 億円もの一大事業となり地域経済にもたらす効果と同時に、一部の業者だけで利権を独占するということが危惧されます。

そこで、この案件を審査した私も所属します総務委員会では、来年の実施に向け柳川の PFI 方式がどういう形をとっていくのか、またはその辺の問題が解決されなければ来年の実施自体の再検討も含め、市当局の計画作りを厳しく監視していくことを申し合わせました。

○県南女性センターについて

この件に関し 6 月の定例議会での混乱をお伝えしました。現在の市議会の構成は市長派の柳志会（13 名）、反市長派の新生会（29 名）、公明党（4 名）そして共産党 1 名と無所属 4 名ですが、6 月議会終了後の 7 月 13 日、議長の取り計らいで市長と各会派との懇談会が開催され、無所属の私と藤丸富男議員、共産党の梅崎和弘議員 3 名で市長と 2 時間に渡り意見交換をしました。

その中身は、市長より反市長派議員から提案されたプール新設には 4～5 億円かかり、これまでの補助金の取り扱いに問題が起こるとの説明でした。それは理解できるものの、私たち 3 人が一様に指摘したことは、県南センターの改修費に納得で来るだけの資料と説明がないこと、旧柳川市が県からの譲渡を断ったため、県は解体費用を県議会で承認を受けていること、そういう経緯からして、6 月議会で提案の仕方はあまりにも唐突で乱暴なやり方で、議会前に十分に議会と協議を重ねる必要があったと指摘しました。市長も事前の説明不足と今後十分に協議をしながら進めるとの約束をしてくれ、市長が問題解決に前向きに取り組む姿勢を見せてくれたことで安心と期待感をもって意見交換会を終えました。

ところが、7 月 25 日の臨時議会で中身を変えての提案がなされました。議会前に内容が新聞報道され、私たち議員には何の説明も（議会当日の全員協議会で一方的な説明だけ）協議の場もなく、またもや唐突な提案がなされました。わたしは意見交換会での約束を破られたことに落胆し反対いたしました。当然反市長派議員が納得するはずもなく、議案は賛成少数で否決されました。議場では、再び市長派と反市長派議員の主張とお互いの中傷合戦となり、一部議員と傍聴席からは解散を叫ぶ声まで聞かれました。

新柳川市スタートにあたって、こんなことで混乱し停滞している場合ではありません。新市の総合計画策定、行財政改革、旧 1 市 2 町の行政サービスの格差是正と融合などもっと重要な問題が山積しています。市長も議員一人ひとりもそのことはわかっているはずです。この問題解決には、お互いが感情的にならず今の状況を冷静に見つめ歩み寄り話し合う姿勢しかないと思います。しかし、事ここに至ってはこの先どういう成り行きとなるのか本当に心配いたしました。

そして、今回の定例議会開会を前に県が仲介に乗り出しました。まず、県南女性センターは県の持ち物で柳川市は県の持ち物を審議するということが越権行為であるということを描いたうえで、双方の主張を取り入れ、プールを存続できる形で一部を解体することで市長と議長に提案され、反市長派会派も納得したため、解決の方向となりました。今後、県がプール存続の方向で一部を解体し、市への譲渡ということになります。

○議会運営について

石田市長誕生後、6 月議会から混乱が続いていた議会ですが、今回の県南女性センター問題の解決を

機に、円滑な議会運営を目的とし、今後会派代表者会を開催していくことになりました。前にも述べたとおり現在柳川市議会には、新生会 29 名、柳志会 13 名、公明党 4 名の会派があり、その他私を含め 4 名の無所属議員と共産党が 1 名です。これまでの経緯を踏まえ、議会運営の円滑化のため各会派から 2 名ずつの会派代表者会を議長が召集し協議していくことになり、私たち無所属、共産党も議長の権限で会議に参加することになりました。

以前にも述べたとおり現在私たち議員は、来年 10 月 21 日までいただいた在任特例期間中であり新市にとっての助走期間にあります。来年の任期切れに伴う選挙で 30 人となり、それから本格的始動するため今は 53 名の議員と市長が手を携えていかなければならない時であると思います。市長と議会は両輪といいます。市長が間違った方向に行けばストップをかけるのが議会の役目ではありますが、今は両者が手を携えてしっかりと一步一步前へ進むべきときです。そのためには相互理解が欠かせません。前向きに話をすれば解りあえるはずです。市長初め執行部も議員一人ひとりも今回のことをいい勉強材料として、主権者たる市民の利益第一として新柳川市建設へ手を携え向かうことを期待すると同時に、私もその一員として新たな気持ちで取り組んで行きたいと思います。

平成 17 年 9 月 30 日
柳川市議会議員
佐々木創主

柳川市新外町 119-2
TEL:0944-75-6057
FAX:0944-75-6058
MAIL:soshu.s@nifty.com
<http://homepage3.nifty.com/soshu/>